

# 麻しん発生状況及び 対策について

(2019.9.4)

千葉県健康福祉部疾病対策課

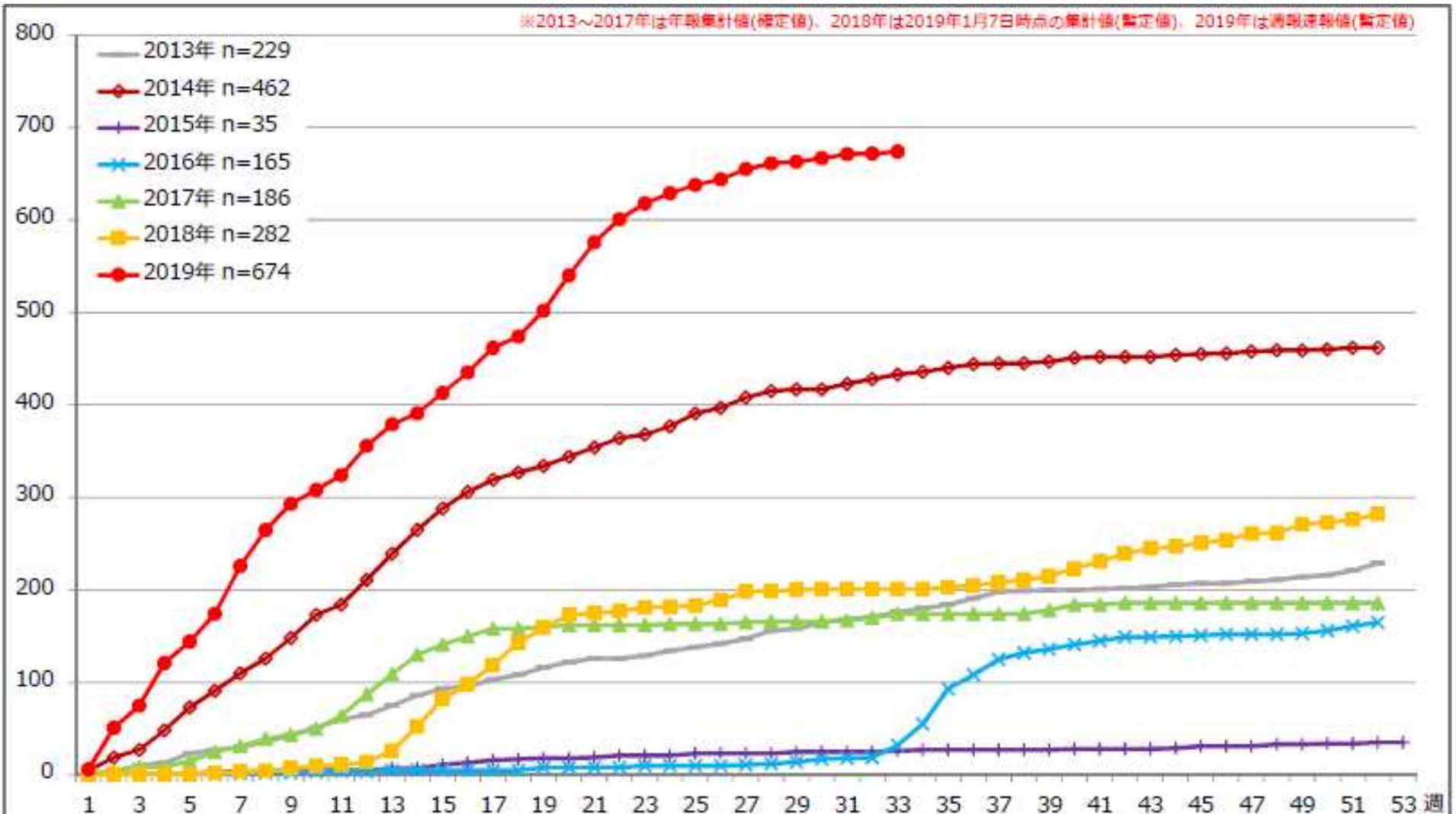
# 麻疹について

- **症状**：38℃前後の発熱、咳、鼻汁、くしゃみ、結膜充血などが約2～4日間続きます。解熱後、再び39℃以上の高熱と発疹が出現。肺炎、中耳炎を合併しやすく、患者1,000人に1人の割合で脳炎が発症し、また、死亡する割合も、1,000人に1人とされている。
- **潜伏期間**：通常10～12日間（21日間程度の場合もある。）
- **感染経路**：空気感染（症状が出現する1日前から解熱後3日間まで※感染力を有する。）  
※全経過を通じて発熱がみられなかった場合、発疹出現後5日間まで。
- **治療・予防**：対症療法のみ。予防にはワクチンが有効。
- **届出基準**：
  - ①麻疹（検査診断例）：届出に必要な臨床症状の3つすべてを満たし、かつ、届出に必要な病原体診断のいずれかを満たすもの。
  - ②麻疹（臨床診断例）：届出に必要な臨床症状の3つすべてを満たすもの。
  - ③修飾麻疹（検査診断例）：届出に必要な臨床症状の1つ以上を満たし、かつ、届出に必要な病原体診断のいずれかを満たすもの。

届出に必要な臨床症状
・発熱 ・発疹 ・咳嗽、鼻汁、結膜充血などのカタル症状



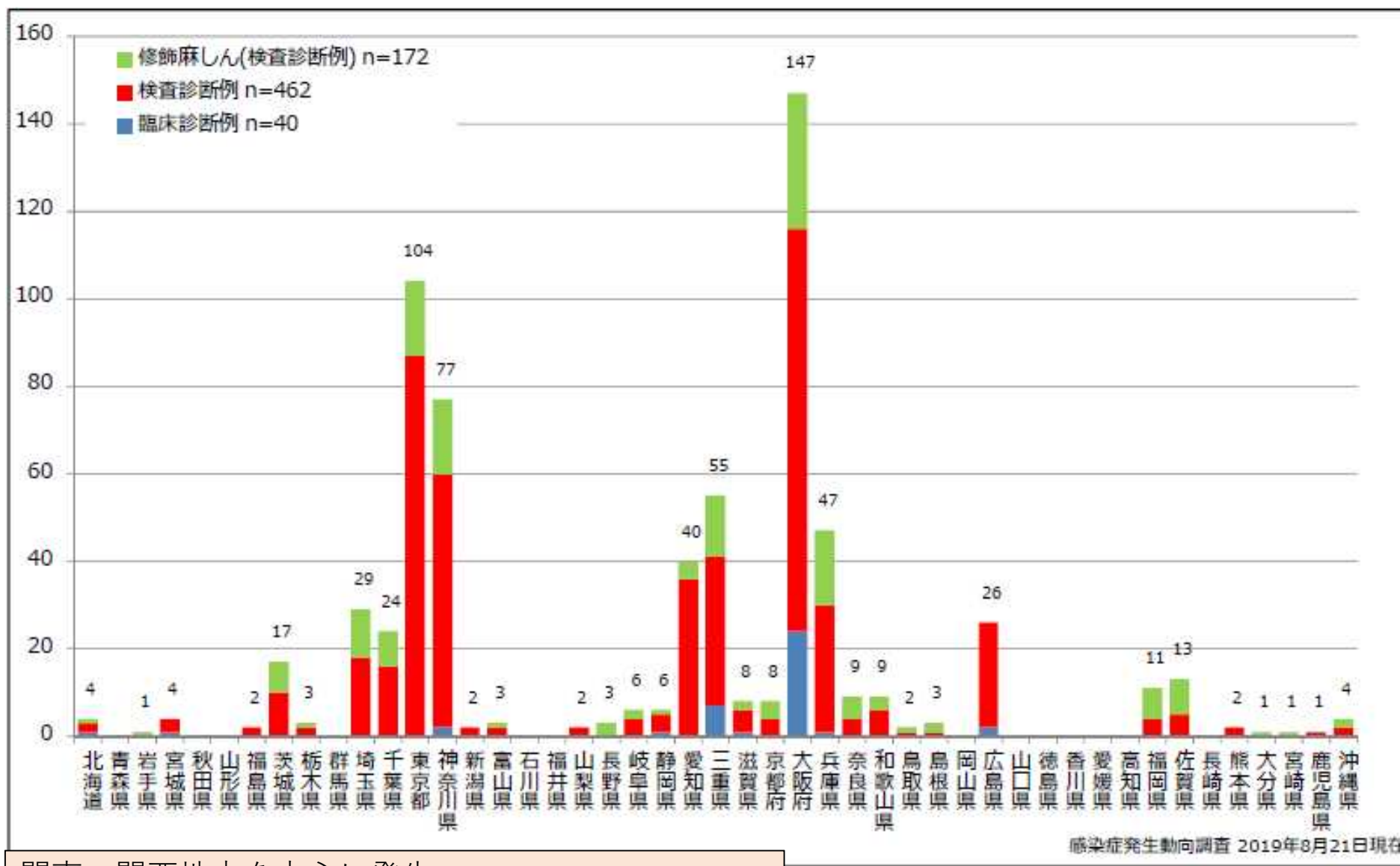
# 全国 麻しん届出状況



平成27年3月27日、WHOにより、日本は排除状態\*にあると認定された。  
 \*適切なサーベイランス制度の下、土着株による麻しんの感染が3年間確認されないこと、  
 又は遺伝子型の解析によりそのことが示唆されること。

診断週にもとづいた報告  
 感染症発生動向調査 2019年8月21日現在

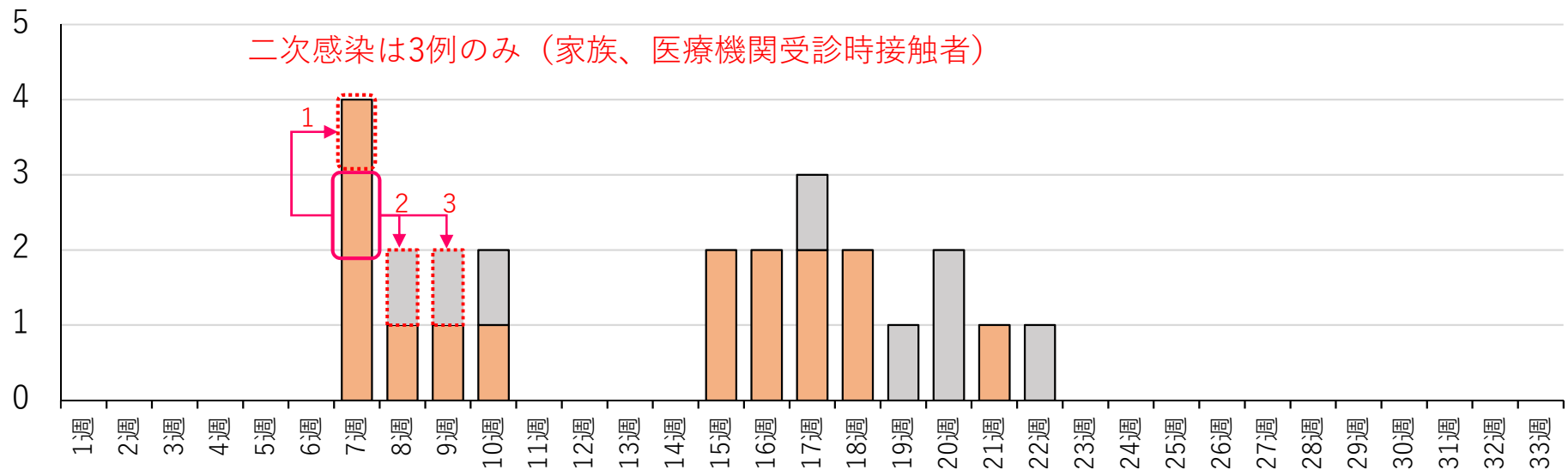
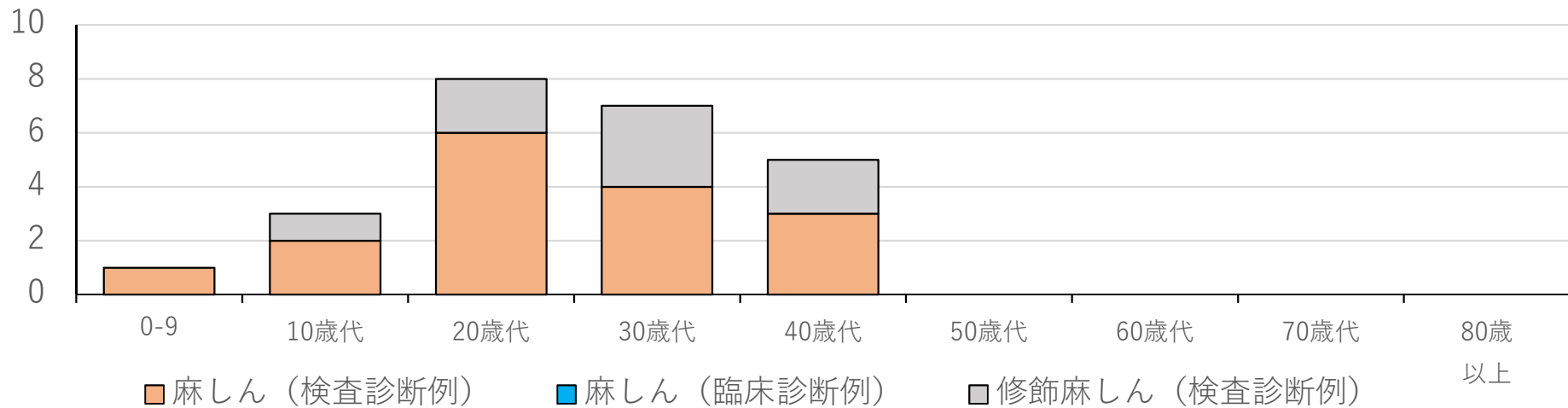
# 2019年 都道府県別麻しん発生数



関東・関西地方を中心に発生。  
 (一部、団体研修会場や大型商業施設等で感染拡大)

出典：国立感染症研究所 感染症疫学センター

# 千葉県 年代別・病型別・週別報告数



医療機関または県衛生研究所による検査により、24例全てが検査診断となった。  
 また、早期診断・積極的疫学調査の実施により、二次感染は3例にとどまった。  
 しかし、初期症状が感冒様症状のため、患者から事前連絡が無く、複数受診も認められた。

# 2次感染事例の経過

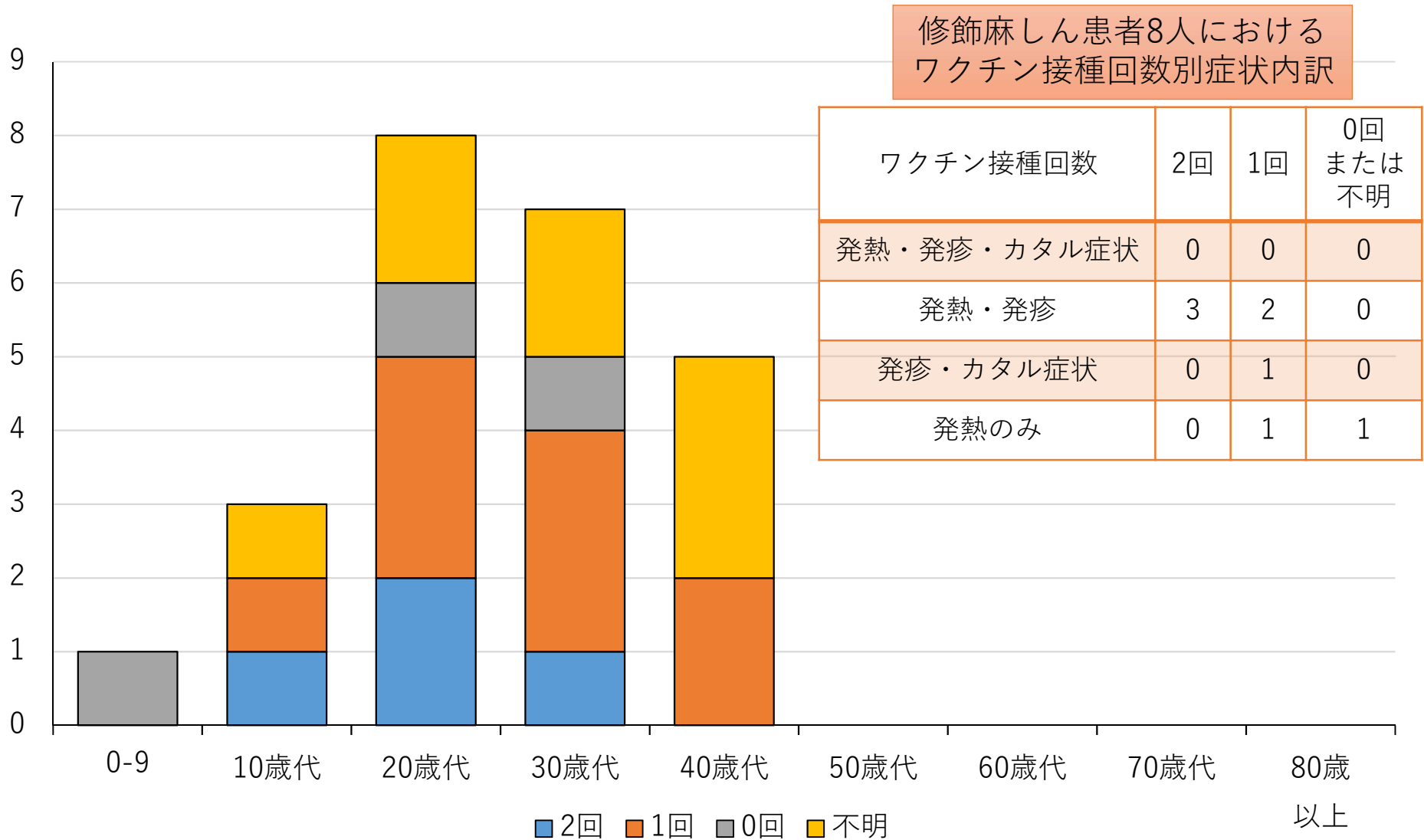
① 発症日

経過		-12	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20		
①	接種歴不明	発熱	○	○	○	○	○	○	○	○															
		カタル				○	○	○	○	○	○														
		発疹								腕	全身	全身													
		行動	フィリピンから帰国	受診	受診	受診		受診	受診	受診		入院	入院・届出	退院											
②	不明	①の同居家族										発症													
③	※	1回							①受診時に接触	13日後発症										発症					
④	※	2回								15日後発症										発症					

・麻しん疑いに係る事前連絡無し  
・公共交通機関の利用無し

※修飾麻しん

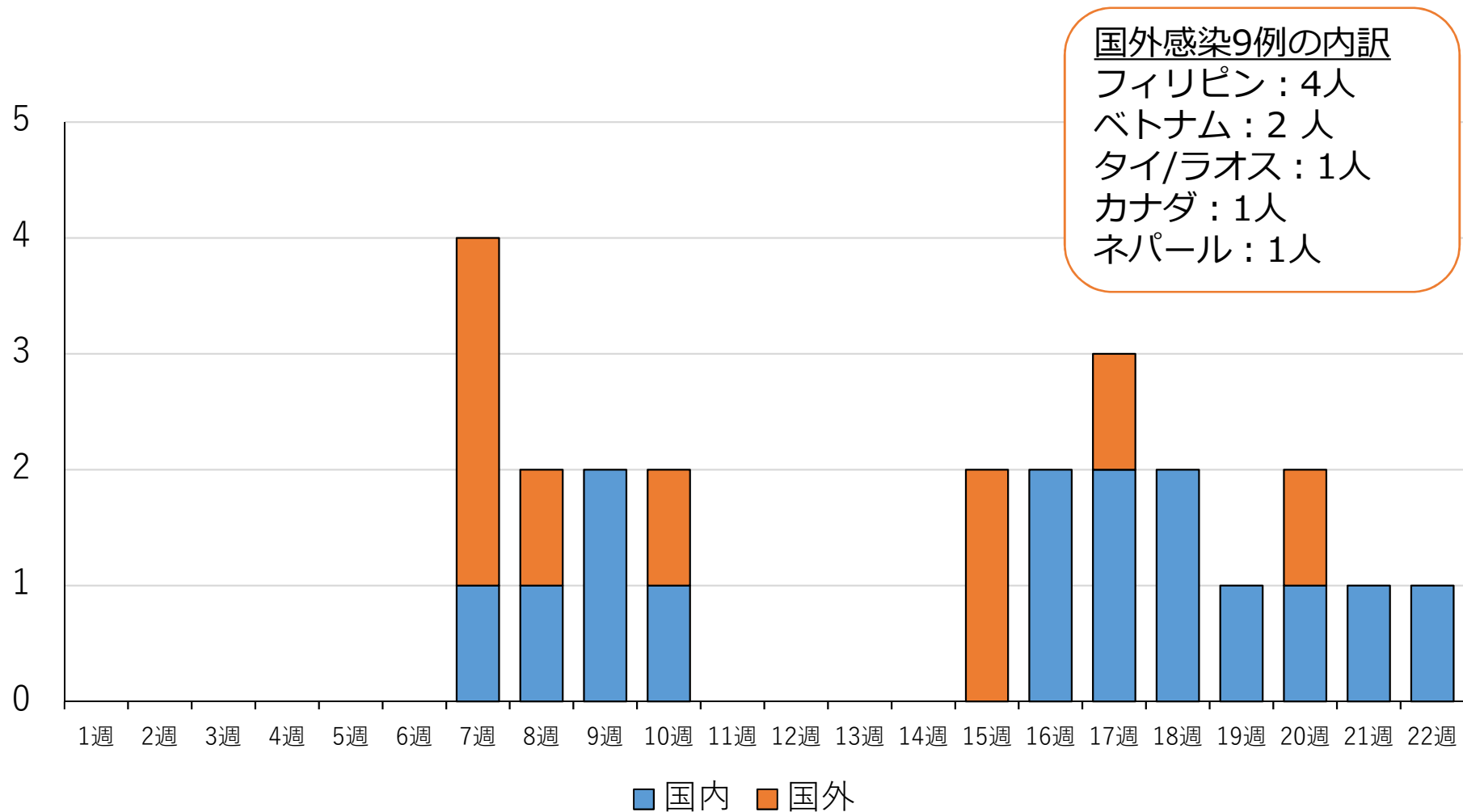
# 千葉県 年代別・ワクチン接種歴別報告数



接種歴2回が4人（17%）、1回が9人（38%）、0回が3人（13%）、不明が8人（33%）。  
1回が最も多く、0回または不明が約半数（46%）を占めていた。



# 千葉県 推定感染地域



9人（38%）が東南アジアを中心とした国外感染と推定されたが、全国では672人中、101人（15%）が国外感染と推定された。本県では、二次感染がほぼ認められなかったため、輸入事例の割合が高くなったことが推測される。

# 国外での推定感染事例増加に伴う注意喚起

## 1 啓発資材の作成



## 2 報道発表、県ホームページ等による海外発生状況確認方法の周知

- ・ 厚生労働省検疫所ホームページ「FORTH」：<https://www.forth.go.jp/index.html>
- ・ 外務省ホームページ「海外安全」情報：<https://www.anzen.mofa.go.jp/>
- ・ 世界保健機関（WHO）ホームページ「Measles and Rubella Surveillance Data（世界各地域の麻疹・風疹発生状況（毎月更新））」：

[https://www.who.int/immunization/monitoring\\_surveillance/burden/vpd/surveillance\\_type/active/measles\\_monthlydata/en/](https://www.who.int/immunization/monitoring_surveillance/burden/vpd/surveillance_type/active/measles_monthlydata/en/)

# 麻しん（疑い）患者発生時の対応

## 診断の支援

- 早期かつ確実な診断のため、診察医と協議の上、衛生研究所にてPCR検査を実施。

## 接触者の特定及び健康観察の実施

- 患者接触集団の特定（リストアップ）
- 最終接触後、21日間の健康観察
- 学校等で患者が発生した場合、上記を適切に実施するため、学校等は、保健所、市町村、学校医等の関係者による麻しん対策会議を速やかに開催し、対応方針を決定。

## 不特定多数の接触者及び住民への注意喚起

- 個人情報及び潜伏期間を考慮した報道発表による注意喚起
- 各保健所を通じた関係各所への注意喚起

# 麻しんに関する特定感染症予防指針の一部改正(H31.4.19適用)

## 特定感染症予防指針

### 感染症法第十一条（抜粋）

厚生労働大臣は、感染症のうち、特に総合的に予防のための施策を推進する必要があるものについて、発生の予防及びまん延の防止の推進を図るための指針を作成し、公表する。

## 主な改正点

### ①定期の予防接種の実施率向上に向けた対策の強化

- ・国が、都道府県を通じ、各市町村に対して、第1期及び第2期の定期接種率がそれぞれ95%以上となるように働きかける。（改正後の指針第三の二の2関係）
- ・麻しん・風しん対策会議が、予防接種率の向上策について提言を行い、都道府県は当該提言を踏まえ各市町村に対して働きかける。（改正後の指針第七の三の1関係）

### ②児童福祉施設、医療機関等における対策の強化

- ・上記の職員等のうち、0歳児、免疫不全者及び妊婦等と接する機会の多い者に対し、麻しんの予防接種を受けることを強く推奨する。（改正後の指針第三の三の1等関係）

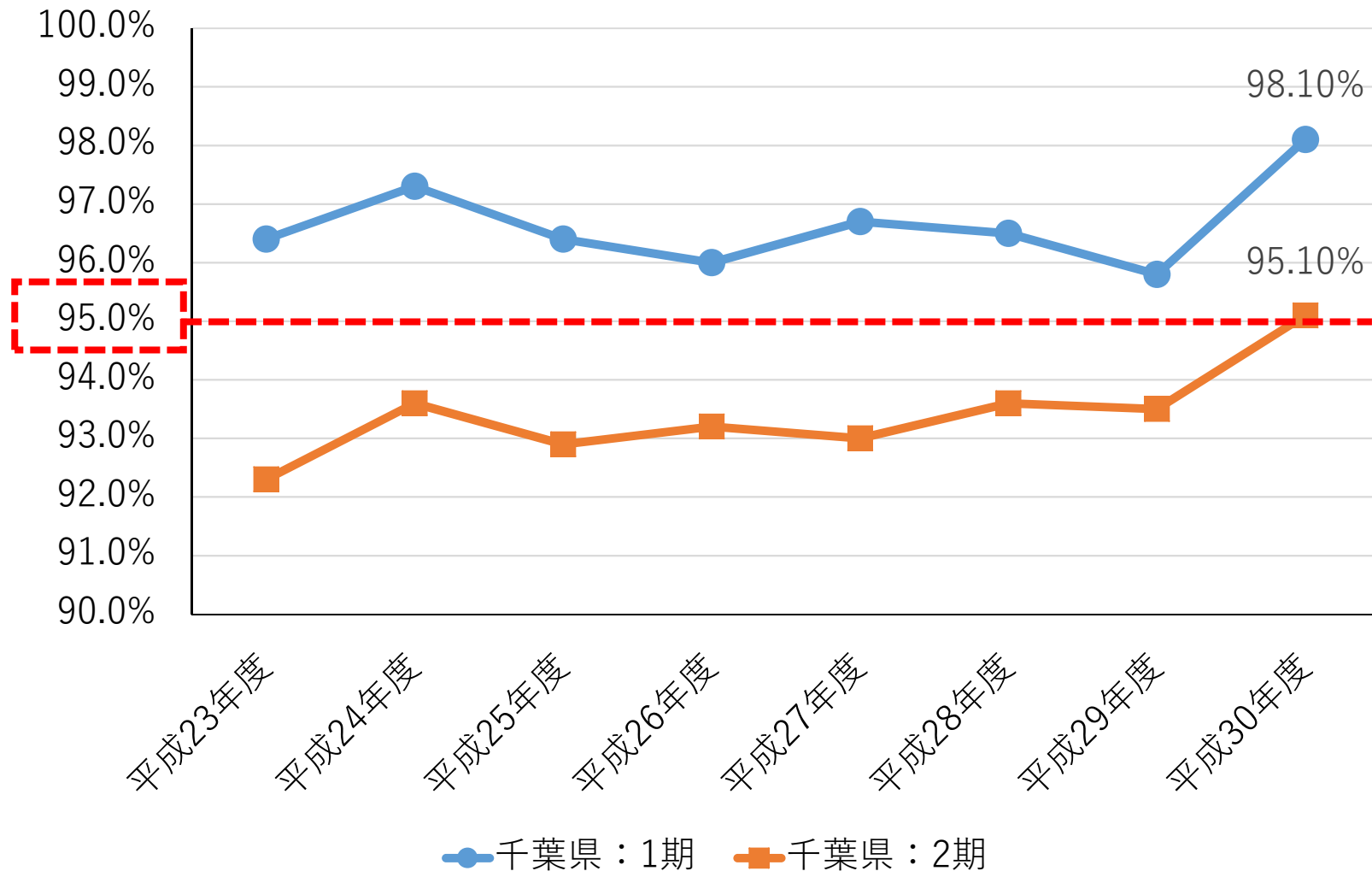
### ③輸入症例への対策の強化

- ・海外に渡航する者及び空港職員等に対し、麻しんの予防接種を受けることを推奨する。（改正後の指針第三の三の2等関係）

### ④広域感染発生時の対応の強化

- ・国が、都道府県等間での情報共有及び連携体制の方針を示し、技術的援助の役割を積極的に果たすこと（改正後の指針第二の五関係）
- ・各都道府県等においても都道府県等相互の連携体制をあらかじめ構築しておくことが必要であること（改正後の指針第二の五関係）

# 千葉県 麻しん風しん定期接種実施状況の推移



第1期	1歳以上2歳未満
第2期	5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学前の1年間

# 今後の麻しん対策について

## 予防対策の推進

- 県全体の（1期・2期）定期接種率95%以上を継続させるため、市町村と連携した接種勧奨。
- リスク集団（医療機関、児童福祉施設等、学校、空港等）への注意喚起。  
※職員の接種歴確認、生徒等の接種歴確認、任意接種の勧奨。
- 海外渡航者等、住民への注意喚起  
※長期休暇等における海外渡航前後の注意事項等  
※患者発生時の報道発表等

## 患者発生時の二次感染対策

- まん延防止のため、患者が1例でも発生した際、速やかに積極的疫学調査を実施し、接触者の健康観察を実施。
- 衛生研究所によるウイルス遺伝子検査による正確かつ迅速な診断の支援。